長崎県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び登録更新実施に係る運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験実施要綱第9 条に定める試験運営委員会及び長崎県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者管理規 程第14条に定める登録更新運営委員会の設置及び運営に関する事項を定めることを目 的とする。

(運営委員会の設置)

第2条 長崎県下水道協会長(以下「会長」という。)は、下水道排水設備工事責任技術者 の資格認定のための試験(以下「試験」という。)及び登録更新の公正かつ円滑な実施を 図るため、それぞれ試験運営委員会及び登録更新運営委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(委員の構成、委嘱及び任期)

- 第3条 委員会の委員は、長崎県下水道協会(以下「協会」という。)内の市町のうち、公共下水道供用開始市町及び顧問の長崎県の職員をもって構成する。
- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、原則として2年とし、再任することができるものとする。

(委員長等の選任及び職務)

- 第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、その選任は委員の互選により 選出するものとする。
- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(幹事会の設置及び構成)

- 第5条 市町の連絡調整等を図るため、委員会に幹事会を設置することができる。
- 2 幹事会は、委員が属する市町の職員の内、委員長が指名した者を幹事として構成する。

(幹事長等の選任及び職務)

- 第6条 幹事会には、幹事長1名及び副幹事長1名を置くものとし、それぞれ委員長及び 副委員長の属する市町の幹事をもってあてる。
- 2 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会等の招集)

第7条 委員会及び幹事会は、会長が招集する。

(試験運営委員会の業務等)

- 第8条 試験運営委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 試験実施計画(必要経費を含む)の策定
 - (2) 合否の判定基準の作成
 - (3) 試験の会場及び日程の設定
 - (4) 受験案内並びに受験申込書及び受験票等の作成
 - (5) 公益社団法人日本下水道協会(以下「日本下水道協会」という。)から試験問題の 購入
 - (6) 試験の実施
 - (7) 合格者名簿等の作成
 - (8) 試験の合格の取消し及び異議申立ての審査
 - (9) その他試験の実施及び運営に必要な事項
- 2 試験運営委員会は、受験申込書及び必要書類を最終審査したのち、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 受験者の受験番号の決定及び試験会場の指定
 - (2) 受験票の送付
- 3 試験運営委員会は、試験の実施日まで当該試験問題の秘密を保持しなければならない。
- 4 試験は、試験官の監理のもとに行うものとする。
- 5 試験運営委員会は、日本下水道協会における採点を基に、合否の判定基準に基づいて 合否を定め、その結果を会長に報告しなければならない。

(登録更新運営委員会の業務等)

- 第9条 登録更新運営委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 登録更新実施計画(必要経費を含む)の策定
 - (2) 登録更新のテキスト等の作成
 - (3) 登録更新の案内並びに登録更新申込書の作成
 - (4) 登録更新の責任技術者名簿等の作成
 - (5) その他登録更新の実施及び運営に必要な事項

(その他事務処理)

第10条 会長は、委員会の事務を処理させるため、協会に属する市町及び一部事務組合 等の職員に協力を求め、又は臨時職員等を委嘱することができるものとする。

附則

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月27日から施行する。